

## 議案第8号

### 鳥取県税条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(自動車税の減免額)

第137条の3 略

2 前条第2項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号に掲げる場合で、賦課期日（賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日）後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合（当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。）は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。

(1)・(2) 略

(3) 前条第2項第3号に該当するもの 納付すべき種別割の税額の全額

(自動車税の減免額)

第137条の3 略

2 前条第2項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号又は第3号に掲げる場合で、賦課期日（賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日）後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合（当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。）は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。

(1)・(2) 略

(3) 前条第2項第3号に該当するもの 同号に規定する自動車と、乗用車にあつては総排気量等が、トラックにあつては最大積載量等が、バスにあつては乗車定員が同一である第138条第1項の表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自動車に対して課すべきその年度分の種別割の税額に相当する額を、当該年度分の種別割の税額から控除して得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。